

妊娠・出産・子育て支援事業

—No.34 坂戸市—

【事業の内容】

誰もが安心して子育てができるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図るとともに、地域における子育て支援を推進します。

1 不妊治療費助成事業

近年、不妊治療として、体外受精及び顕微授精を受ける夫婦が増加する傾向がみられます。これらの治療は自由診療であることから、高額な医療費がかかるため、治療を受ける夫婦の経済的負担は相当なものになります。本市では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進するため、埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けている夫婦に対し、治療費から県の助成金を控除した金額に2分の1を乗じた額を助成します。（1治療当たり上限10万円）

2 多子世帯学校給食費軽減事業

第3子以降の学校給食費を全額補助することにより、多子世帯の負担軽減を図り、出生率の向上や保護者が安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを促進します。

なお、補助金額は、保護者が実際に負担した第3子以降の学校給食費相当額（小学校：月額4,000円、中学校：月額4,900円）とし、申請者に対して、当該年度の学校給食終了後、一括して交付します。

【事業年度】

平成28年度から

【予算額(千円)】

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 不妊治療費助成事業 | 10,035千円（平成28年度） |
| 2 多子世帯学校給食費軽減事業 | 25,885千円（平成28年度） |

【財源】

一般財源（市）

【事業実施に至った背景・経緯】

本市は、都心から45km圏という利便性から、昭和40年代後半に、大規模な住宅団地などの相次ぐ開発で人口増加が著しくなり、昭和50年から昭和55年までの人口の伸びは、市の中で全国一になりました。それから30～40年が経過した現在、10万人を超える都市として発展してまいりましたが、出生率は、全国、県より低い状況が続いています。

上記のような課題の解決に向けて、「坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するための「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援」を計画しました。

【事業のPRポイント】

市民と妊娠前からの関わりをもつことが可能となります。妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援の強化を推進し、出生率の向上、安心して子供を産み育てることができる環境づくり及び定住を促進するための施策を効果的かつ重点的に展開し、将来にわたり持続的に成長発展していく政策を計画的に実施します。

【事業実績・成果・今後の展開】

今後、広報、市ホームページ等により周知を行います。また、不妊治療費助成事業については、今後の事業実績・成果及び埼玉県不妊治療費助成制度を含めた他自治体の助成制度の動向を注視し、市民がより利用しやすい事業となるよう、事業内容を適宜、見直していきます。

【参考資料】

- ・ 坂戸市不妊治療費助成制度について
- ・ 多子世帯学校給食費軽減事業の概要

〔 連絡先 〕

1 不妊治療費助成事業

坂戸市立市民健康センター母子保健担当 049(284)1621

2 多子世帯学校給食費軽減事業

教育総務課保健給食担当 049(283)1331(内線568)

坂戸市不妊治療費助成制度について

坂戸市では、平成28年4月1日以降に開始した不妊治療について、費用の一部を10万円を限度に1年あたり1回、通算5年度まで治療費を補助しています。該当要件、手続き等をよくご理解のうえ、申請してください。

☆申請には、次の書類を添付及び持参してください。

- ① 埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し
埼玉県不妊治療費助成事業の申請で保健所に提出する前に、証明書をコピーしておいてください。
- ② 埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書（保健所から発行されます。窓口で原本を確認の上、コピーをとらせていただきます。）
- ③ 不妊治療に係る領収書の原本（窓口で原本を確認の上、コピーをとらせていただきます。）
- ④ 助成金振込先となる口座の通帳（確認用）
- ⑤ 印鑑

1 対象者

埼玉県不妊治療費助成事業による助成金の支給を受けた方で、次の全ての項目に該当する方が対象です。

- (1) 夫婦の双方又は一方が、申請時点において、坂戸市の住民基本台帳に記録されていること
- (2) 他の地方公共団体から、同一の不妊治療に対し同種の助成（埼玉県不妊治療費助成事業による助成金を除く）を受けていないこと。

2 助成対象経費

補助金の対象となる経費は、県助成金の対象なった不妊治療に要した県助成金の額を控除した金額とします。

3 助成内容

夫婦1組につき、助成対象経費に、2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度に1年度あたり1回、通算5年度まで助成します。

4 申請手続き

(1) 提出書類

○坂戸市不妊治療費助成金交付申請書

添付書類

- ・ 埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し
- ・ 埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書（保健所から発行されます。原本を窓口で確認の上、コピーをとらせていただきます。）
- ・ 不妊治療に係る領収書の原本
（原本を窓口で確認の上、コピーをとらせていただきます。）

持参するもの

- ・ 助成金の振込先となる口座の通帳（確認用）
- ・ 印鑑

(2) 申請期限

助成金の交付申請は、原則として治療が終了した日の属する年度の3月31日までに行ってください。

ただし、治療が2月1日から3月31日までに終了した場合は、翌年度の7月31日まで申請を行うことができます。

治療が終了した日	助成金交付申請の期限
4月1日～1月31日の間	当該年度内（3月31日まで）
2月1日～3月31日の間	原則、当該年度内（3月31日まで）⇒ ただし、治療が終了した翌年度7月31日まで申請することができます。その場合、新年度の助成回数に計上します。

また、助成年度は、助成金交付申請書を市に提出した日により決定されます。

	治療終了日	申請日	助成年度	29年度申請
例1	平成29年 3月18日	平成29年 3月28日	平成28年度	可能
例2	平成29年 3月18日	平成29年 4月7日	平成29年度	不可能

※例2の場合、4月1日から7月31日までに申請した助成金は、平成28年度の治療であっても、申請した平成29年度の助成となり、平成29年度に行った治療については申請できません。

(3) 申請窓口及び問合せ先

坂戸市立市民健康センター 坂戸市大字石井2327-3

電話 284-1621

FAX 284-3939

※月曜日から金曜日（祝日・12月29日～1月3日除く）の、

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 助成金の交付

審査の結果、交付要件に合致している場合は、坂戸市不妊治療費助成金交付決定通知書を郵送し、指定された口座に助成金を振込みます。

交付要件に合致しないなど助成金の交付ができない場合は、その理由を記載した坂戸市不妊治療費助成金不交付決定通知書を郵送します。

多子世帯学校給食費軽減事業の概要

1 事業の概要

子育て支援の一貫として、多子世帯の負担の軽減を図るため、第3子以降の学校給食費を全額補助

2 補助の対象者

補助の対象者は、市内に住所を有する者であって、次の要件をみたすもの。

- ① 坂戸市立小・中学校に在学している第3子以降の児童生徒を養育していること。
- ② 市内に住所を有する小学校就学の始期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（高校生まで）を3人以上養育していること。
- ③ 坂戸市立小・中学校の給食費に滞納がないこと。

ただし、生活保護、就学援助等他の公的扶助制度により給食費相当額の給付を受けている場合は、対象外。

3 補助の額及び対象者数

補助の額は、保護者が対象児童生徒の給食費として実際に負担した額。

- ① 給食費 小学校 4,000円/月 中学校 4,900円/月
- ② 対象世帯数（H27.11末現在） 494世帯（児童484人、生徒51人）
- ③ 予算額 25,189千円（児童510人分、生徒51人分 計561人分）

4 県内の状況

- ・ 多子世帯の学校給食無償化は、県内市では、幸手市に続き2市目
- ・ 多子世帯の対象者を高校生までの世帯とした自治体は、神川町に続き2番目
- ・ 学校給食の無償化や多子世帯の無償化を実施している自治体は、6市町で本市は7番目
- ・ 県西部では、三芳町が一部補助を実施しているが、全額補助は本市が初めて
(多くが県北地域)